

## 中期目標期間に係る業務実績報告書及び評価について

### 1 中期目標期間評価のねらい（目的）

- 中期目標の達成状況を確認する。
- 法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す（府民への説明責任）。
- 法人の業務運営の改善、向上に資する。

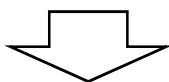
### 2 中期目標期間評価の作業イメージ

#### ①中期目標の達成状況の調査（実情の把握）

- 法人が評価委員会に提出する業務実績報告書は、法人の作業の効率性に鑑み、法人が府に提出した事業報告書に準じたものとする。
- 中期目標に定められた事項（大項目）ごとにその実績を明らかにする。

#### ②中期目標の達成状況の分析

- 達成の状況
- 未達の原因（理由）
- 改善に向けた取組



#### 【業務実績報告書の様式（詳細は別紙）】

##### ◆大項目ごとに作成

- 期間中の活動実績や成果
- 実績は定量での記載に努める（目標との対比も）
- 優れた取組、今後の課題などの法人による自己評価

##### ◆過去の年度評価の結果を記載

#### ③業務実績全体についての総合的な評定

- 大項目評価 S・A～D で評価

#### 【イメージ】

（年度評価）		（今回の評価）
A→A→A→A	毎期年度目標を達成	⇒ A
C→C→B→A	当初は未達も、最終的に目標を達成	⇒ A
A→A→B→C	当初は達成も、最終的には目標未達	⇒ B

- 全体評価 記述式による評価

- 全体的な達成状況 例)「全体として、中期目標を十分に達成している。」
- 特筆すべき取組や成果
- 上記の理由や要因の分析
- 今後、期待すること など

○地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条（略）

2（略）

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書）

第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

○大阪府地方独立行政法人法施行細則（抜粋）

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第七条 法第二十九条第一項に規定する事業報告書においては、中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標の期間における業務の実績報告）

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後三月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

○大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方（抜粋）

2 評価の進め方 （1）報告書の提出

・・・(中略)・・・

報告書の様式は、(中略) 中期目標期間に係るものは別表2を標準とする。

3 評価方法 （2）中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

①項目別評価（大項目評価）

評価委員会は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、別表6に掲げる基準に基づき評価を行う。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

別表6

中期目標期間評価の際の大項目評価における評価基準	
S	特筆すべき達成状況。
A	目標どおり達成。
B	おおむね目標どおり。
C	目標を十分には達成できていない。
D	法人の組織、業務等に見直しが必要。

別表2

# 第〇期中期目標期間事業報告書

第〇期（ 年 月 日～ 年 月 日）

〇〇年〇〇月

地方独立行政法人〇〇

中期目標	中期計画	
		<b>【実績】</b>
		<b>【特に成果があった取組み等】</b>
		<b>【今後の取組み】</b>